

(仮称) 鹿田保育園の整備・運営条件

1 整備・運営全般

- (1) 北名古屋市立鹿田北保育園の運営を、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第39条第1項に規定する施設（以下、「(仮称) 鹿田保育園」という。）として、民間事業者に移管するもの。
- (2) (仮称) 鹿田保育園の整備及び運営事業者募集により選定された事業者（以下、「選定事業者」という。）自らが、保育所の認可及び特定教育・保育施設として確認を受け、令和9年4月1日の開園予定日に向けて、(仮称) 鹿田保育園園舎の新設及びその他施設設備の整備を行うこと。
- (3) (仮称) 鹿田保育園の整備・運営にあたっては「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年愛知県条例第43号。以下「条例」という。）」、「北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年9月29日条例第26号）及びその他関係法令等を遵守すること。
- (4) 選定事業者自らが、(仮称) 鹿田保育園を運営すること。
- (5) 北名古屋市（以下「市」という。）の行政方針を理解し、積極的に協力すること。
- (6) 保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。移管後は、選定事業者、保護者、市の三者による、定期的な意見交換の場を設けること。
- (7) 市内の保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園及び地域の小学校等との交流や連携を積極的に図り、お互いの教育・保育の向上を図ること。
- (8) 苦情解決の仕組みを整備すること。
- (9) (仮称) 鹿田保育園の建物、土地、物品等は、保育以外の目的に使用しないこと。
- (10) 保育園の正式名称は、市及び選定事業者との協議により、開園前の適切な時期に決定するものとする。
- (11) 選定事業者は、市から、市監査事務局による監査、現場調査、報告書の提出等、業務の適切な運営に係る対応を求められた場合には、真摯に協力すること。

2 職員体制

- (1) 条例を遵守すること。
- (2) 園長は、保育士の登録を受けており、及び、教育施設又は児童福祉施設の職員等の職に5年以上ある者またはこれと同等の資質を有すると認めるものであって、(仮称) 鹿田保育園の専任保育士とすること。
- (3) 副園長は、保育士の登録を受けており、認可保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）又は児童福祉施設で幹部職員（施設長又は主任保育士若しくはこれに相当すると認められる職）として3年以上の実務経験を有する者、又は保育士、保育教諭、幼稚園教諭として10年以上の実務経験を有する者とし、(仮称) 鹿田保育園の専任教員とすること。
- (4) 保育士は、保育士資格を有する者とし、各学級に専任保育士等を1人以上配置すること。
- (5) 保育士は、国の定める配置基準以上の配置とする。ただし、1歳児は市が定める配置基準（5：1）以上とすること。

- (6) 保育士の3分の1以上は、3年以上の保育所等の実務経験を有する者を配置すること。
- (7) 保育士の年齢構成や経験年数、及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- (8) 調理員は、調理業務等に必要な配置とし、うち1名は調理師免許を有し、かつ調理業務3年以上の実務経験を有している者であること。
- (9) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- (10) 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し、職員の能力向上を図ること。

3 保育事業

- (1) 保育内容については、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき実施すること。
- (2) 開園日は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日とする。
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）は、原則として閉園日とする。
- (4) 開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。
- (5) 保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うよう努めること。
- (6) 低年齢児保育を実施すること。
- (7) 特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児の受入れに努め、障害等の種類や程度に応じた適切な保育を実施すること。この際、市及び関係機関との協議に基づき、適切に加配保育士を配置すること。
- (8) 現行の保育園の保育内容について十分に尊重、配慮すること。
- (9) 自治会組織等と連携し、地域活動事業に積極的に取り組むこと。
- (10) クリスマスなど一般的な慣習となっているものを除き、政治や宗教にかかわる事業または行事を実施しないこと。
- (11) 市が実施する子育て支援の取組に積極的に協力すること。

4 施設整備等

- (1) 建設費等については、市は市の要綱に基づく建設費補助を行う。なお、当該補助金は、建設年度の予算成立を条件とする。また、国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定している。
- (2) 契約手続は、市が行う公共事業の扱いに準じ入札を行うこと。また、施設の建築工事の着工時期は、国の交付金決定内示後に行うこと。
- (3) 選定事業者で行う施設の建設工事及び維持管理に伴い第三者に損害を与えた場合は、選定事業者がその責を負い、その費用を負担すること。
- (4) 施設の維持管理については、選定事業者がその責を負い、その費用を負担すること。

5 運営費等

- (1) 選定事業者は、施設型給付費（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）から政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担）を控除した額）を受給することができる。

- (2) 市は、選定事業者に対して、施設型給付費のほか、市の要綱に基づく運営費補助金等を予定している。なお、当該補助金は、運営年度の予算成立を条件とする。

項目	内容
合同（引継） 保育委託	開園前年度の1年間、選定事業者職員が鹿田北保育園に勤務する園長候補1名、担任候補2名 その他、開園準備に必要な時期に必要な保育士等を確保する
運営費補助	1歳児保育士 ⇒保育士基準を市の1：5に合わせる 障害児保育 ⇒加配保育士を確保する アレルギー対応 ⇒アレルギー児童の給食を提供する 駐車場確保 ⇒職員駐車場を賃貸で確保する 障害保険 ⇒日本スポーツ振興センター共済掛金を補助 保育補助者雇上強化 ⇒短時間の保育士資格のない補助者の人件費 保育体制強化 ⇒掃除等、保育士の負担軽減のための支援者 保育士宿舍借り上げ支援 ⇒保育士用の宿舍借り上げの一部費用負担

6 食事の提供

- (1) 給食は、自園調理方式とすること。
- (2) 給食は、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- (3) アレルギー体質の児童に配慮した給食を実施するほか、離乳食など児童の年齢や特性に対応した給食とすること。
- (4) 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底するとともに、食中毒の防止に努めること。
- (5) 食育に積極的に取り組むこと。
- (6) 給食費の設定にあたり、市と協議すること。

7 衛生管理等

- (1) 嘱託医及び嘱託歯科医を配置すること（非常勤でも可）。
- (2) 児童の健康診断、歯科健診を実施するとともに、嘱託医との連携を図ること。
- (3) 児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
- (4) 園の保健計画を策定すること。
- (5) 感染症の予防に努めること。

8 非常災害対策

- (1) 園の安全計画を策定すること。
- (2) 危機等発生時の対処要領を作成すること。
- (3) 震災、風水害、火災その他の非常災害時に、児童その他関係者の安全を確保するために必要な措置に関する具体的な計画を立てること。
- (4) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。
- (5) 避難訓練、消火訓練、水害訓練その他の必要な訓練を月1回実施すること。

9 保護者の費用負担

- (1) 保育料については、「北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年規則第3号）」に準ずること。
- (2) 保護者から、施設利用料的な負担金は徴収しないこと。
- (3) 保護者への新たな費用負担を求める場合は、保護者への説明を行い、理解を求めるとともに、市と協議し承認を得ること。
- (4) 引落とし金融機関については、利用者の利便性に配慮すること。

10 運營業務の履行が困難となったときの措置

- (1) 選定事業者は、市の承諾なしに（仮称）鹿田保育園を廃止できないものとする。
- (2) 市及び選定事業者は、（仮称）鹿田保育園の運営に支障が生じる事由が発生した場合、相手方に対して速やかにその旨を報告するとともに、両者は直ちに問題解決に向けて努力するものとする。
- (3) 上記にかかわらず、問題解決に至らないと認められる場合には、以下の措置を行うものとする。

ア 選定事業者の責めに帰すべき事由により園運営が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが、公募要領や移管条件に規定する要求水準を満たさない場合、及び選定事業者決定後に選定事業者と市で締結する「移管に係る覚書」に規定する選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができる。

また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は「移管に係る覚書」を解除することができる。この場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 市の責めに帰すべき事由により移管園運営の継続が困難となった場合

「移管に係る覚書」に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は「移管に係る覚書」を解除することができる。この場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

ウ その他事由により移管園運営の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び選定事業者いずれの責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者は、移管園運営の継続の可否について協議する。

11 その他

- (1) 選定事業者は、(仮称)鹿田保育園で勤務する職員の採用予定者を極力早期に決定し、市との合同保育を行う。
- (2) 合同保育に参加した選定事業者の保育士は、原則、継続して民営化後の(仮称)鹿田保育園に勤務することとする。
- (3) 合同保育を実施する場所については、北名古屋市立鹿田北保育園とする。
- (4) 保育制度の改正や社会情勢等の変化により、「(仮称)鹿田保育園の整備・運営条件」の内容に変更の必要が生じたときは、市と選定事業者で協議し、適切に対応するものとする。
- (5) 園運営上の営繕や物品購入等に際しては、可能な限りにおいて市内の事業者を積極的に利用するなど、地域経済の活性化に寄与するものとする。

(仮称) 鹿田保育園の施設整備等補助について

1 建設費補助

項目	内容	補助率
建物本体	施設の整備に必要な工事費及び事務費 ※ 用地取得費、敷地造成工事費、外構工事費を除く。	国 1/2 市 1/4 選定事業者 1/4
特殊付帯工事	対象工事の工事費及び事務費 【対象工事】 水の循環・再利用設備の整備 生ごみ処理機、太陽光発電の整備	
設計料加算	実施設計に要する費用	
開設準備加算	開設準備に必要な費用のうち市が認めるもの	

2 その他

補助内容及び補助率は、国県補助制度の変更により変動する場合があります。